

様

要 請 書

2015年 月

福島原発被害弁護団

ふるさとをかえせ・福島原発避難者訴訟原告団

元の生活をかえせ・原発被害いわき市民訴訟原告団

〒973-8402 いわき市内郷御厩町三丁目 101

いわき教育会館内

TEL0246-27-3322 FAX 68-6771

大事故を起こした福島第一原発は、「浜通り」とよばれる福島県の海岸線沿いにあります。事故の被害が最もひどいところです。この被害地域に一番近い裁判所が福島地裁いわき支部です。

その福島地裁いわき支部に、人生を根本から狂わされ、故郷を丸ごと奪われて、避難を強制された人々と、低線量被ばくのなかで子どもの健康などの不安を抱えて暮らすいわき市民が、ともに協力しあいながら二つの集団訴訟を提起して闘っています。

「**避難者訴訟**」は、生活再建と人生の再出発を行うために必要な完全賠償と原状回復が図られるべきと考え、その実現のために不可欠な司法判断を求めています。したがって、原告たちだけの権利救済ではありません。すべての原発避難者の正当な権利救済を実現するための大きな役割を果たすこととなります。

一方、「**いわき市民訴訟**」は、原発事故による低線量被ばくのもと、市民の大きな願いとなっていることも達の生涯にわたる健康管理などの支援策を求めています。したがって、福島県内外で暮らす広範な人々の願いを代表する裁判となっています。

裁判では東電と政府の被告はともに、不法行為（過失や故意によって他人の人権を侵害し損害を与えた行為）はなかったとしています。事故は想定外であったとしています。

この訴訟の勝利は、福島を二度と繰り返してはならないと考える多くの国民の願いを実現することと固く結びついています。

私たちは、不屈の覚悟で闘っていますが、これらの裁判を勝ち抜くためには、広範な国民の支持を得ていることを裁判官たちに伝えることが不可欠です。どうかこの趣旨をご理解いただき、別紙の「公正判決を求める署名」への取り組みを心からお願いいたします。